

<各 位>

8月3日 司法書士の日

「司法書士の日記念無料相談週間」(8/5~8/9)を実施

島根県司法書士会

8月3日は「司法書士の日」です。この「司法書士の日」を記念し、島根県司法書士会（会長 皆本雅樹）では、下記のとおり無料相談を実施します。

不動産の相続や売買など登記に関することをはじめ、成年後見に関すること、借金に関すること、裁判所での訴訟や各種申立手続きに関することなど、市民の皆様の様々な相談をお受けします。

◆日 時：令和6年8月5日（月）～8月9日（金）

◆場 所：県内の各司法書士事務所 ※各事務所へ直接ご予約ください。

◆相談料：無料

◆相談例：父が亡くなってから、まだ土地や家屋の名義を変えていないが、どうしたらよいか。自分たち夫婦は子供がいないが、亡くなった場合になにか困ることはないか。相続登記を放置すると過料が課せられると聞いたが、手続きはどうすればよいか。もう何年も返済を続けてきたのに一向に借金が減らない。アパートを退去する際、多額の原状回復費を請求された。

日常生活で悩みやトラブルを抱えている方の中には、適切な相談場所やその解決方法がわからずにお困りの方が数多くいらっしゃいます。

特に、今年の4月に相続登記申請が義務化されたことから、相続登記についての相談の受け皿として、本無料相談を市民の皆様にご利用いただきたく、ご周知のほどお願い申し上げます。

「くらしの法律家」司法書士は、本事業を通じてそのような市民の皆様からの相談をお受けし、法的解決に導きたいと考えます。

<「司法書士の日」について>

明治5年（1872年）8月3日、太政官無号達で司法職務定制が定められ、「証書人・代書人・代言人」の3つの職能が誕生しました。証書人は現在の公証人、代書人は現在の司法書士、代言人は現在の弁護士にあたります。

司法書士の前身である代書人が誕生したこの日を記念日として制定することにより、司法書士一人ひとりがその社会的使命と職能の重要性を再認識し、将来に向かって市民の皆様からの期待に応え続けていくことを確認すると共に、市民の皆様に対し、司法書士制度の社会的意義を周知する機会とします。

◆本件に関するお問合せ先

植 田 弘 樹（相談事業委員会委員長、理事）

TEL：0855-95-3263

島根県司法書士会事務局

TEL：0852-24-1402